

社会保障実施における国政機関以外の雇用者と雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する行政罰の適用手順に関する政令 2013 年第 86 号

唯一神のご加護により、
インドネシア共和国大統領は、

社会保障実施機関に関する法律 2011 年第 24 号の第 17 条(5)項の規定を実施するために、社会保障実施における国政機関以外の雇用者と雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する行政罰の適用手順に関する政令が必要であること、

を考慮し、

1. インドネシア共和国 1945 年憲法第 5 条(2)項
2. 社会保障実施機関に関する法律 2011 年第 24 号（官報 2011 年 116 号、官報追記 5256 号）

を鑑み、

以下を決定した：

社会保障実施における国政機関以外の雇用者と雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する行政罰の適用手順に関する政令を定める。

第 1 章 総則

第 1 条

本政令の中で、

1. 健康社会保障実施機関とは、健康保障を実施するために設立された法人であり、以後、BPJS-Kesehatan と称する。
2. 労働社会保障実施機関とは、労災保障、老齢保障、年金保障、死亡保障のプログラムを実施するために設立された法人であり、以後、BPJS-Ketenagakerjaan と称する。
3. **被保険者とは、インドネシアで 6 か月以上労働する外国人を含め、**保険料を支払い済みの各人のことである。
4. 労働者とは、給料、賃金、或いは他の形態の報酬を受け取って働く各人のことである。
5. **国政機関以外の雇用者とは、**
 - a. 自らの保有する会社を経営する個人、パートナーシップ、或いは法人
 - b. 自らの保有ではない会社を独自に経営する個人、パートナーシップ、或いは法人
 - c. インドネシア領域外に所在する a または b に規定の会社を代表してインドネシアに所在する個人、パートナーシップ或いは法人
6. 家族とは、正式な夫或いは妻と最高 3 人までの子のことである。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第2条

- (1) BPJSは大統領に直接責任を負う公共法人である。
- (2) (1)項に規定のBPJSは下記から構成される：
 - a. BPJS Kesehatan、及び
 - b. BPJS Ketenagakerjaan

第3条

- (1) **国政機関以外の雇用者は下記の義務を負う：**
 - a. **加入する社会保障プログラムに応じ、段階的に被保険者として自らと労働者をBPJSに登録する、及び**
 - b. **自らと労働者及びその家族のデータをBPJSに不備なく正確に提供**する
- (2) (1)項bに規定の自らと労働者の不備なく正確なデータとは下記を含む：
 - a. 雇用する労働者のデータに基づく労働者と家族の登録データ
 - b. 労働者が受け取っている賃金に基づき報告する賃金データ
 - c. 加入ステップに応じた社会保障プログラムの加入データ、及び
 - d. 労働データの変更
- (3) (2)項dに規定のデータの変更は少なくとも下記を含む：
 - a. 会社住所
 - b. 会社の所有
 - c. 会社の役員構成
 - d. 業態の種類
 - e. 労働者数
 - f. 労働者と家族のデータ、及び
 - g. 各労働者の賃金額の変更
- (4) (3)項に規定のデータの変更は、変更の発生から7営業日以内にBPJSに対し国政機関以外の雇用者がこれを報告する。

第4条

- (1) 法規を満たす雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人は下記の義務を負う：
 - a. 加入する社会保障プログラムに応じ、被保険者として自らと家族をBPJSに登録する、及び
 - b. 自らと家族のデータをBPJSに不備なく正確に提供する
- (2) (1)項bに規定の自らと家族の不備なく正確なデータとは下記を含む：
 - a. 登録する家族データが実際のデータに基づいている
 - b. 社会保障プログラム加入データが加入ステップに基づいている、及び/或いは
 - c. 自らと家族データの変更
- (3) (2)項cに規定のデータの変更は少なくとも下記を含む：
 - a. 家の住所
 - b. 業務の種類、及び
 - c. 家族の数
- (4) (3)項に規定のデータの変更は、変更の発生から7営業日以内にBPJSに対し雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人がこれを報告する。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 2 章 行政罰

第 1 部 行政罰の適用

第 5 条

- (1) **第 3 条の規定に違反した国政機関以外の雇用者**、第 4 条の規定に違反した雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人には**行政罰**が適用される。
- (2) (1) 項に規定の行政罰は下記の形態が可能：
 - a. **書面による勧告**
 - b. **罰金**、及び/或いは
 - c. **特定の公共サービス申請の不裁可**

第 6 条

- (1) 第 5 条(2)項 a に規定の書面による勧告罰の適用は、それぞれ最長 10 営業日有効で最高 2 回まで供与される。
- (2) (1) 項に規定の書面による勧告罰は BPJS がこれを適用する。

第 7 条

- (1) 第 5 条(2)項 b に規定の罰金は、2 回目の書面による勧告罰の適用終了から最長 30 日の期間適用される。
- (2) (1) 項に規定の罰金は BPJS がこれを適用する。
- (3) (2) 項に規定の罰金は、社会保障資金以外の収入となる。

第 8 条

- (1) 第 5 条(2)項 c に規定の特定の公共サービス申請不裁可の適用は、政府、州政府或いは県/市政府が BPJS の要請にもとにこれを行う。
- (2) BPJS は(1)項に規定の特定の公共サービス申請不裁可の適用要請をする際、政府、州政府、或いは県/市政府と調整する。
- (3) 政府、州政府、或いは県/市政府は、以下の条件を考慮し、特定の公共サービス申請不裁可の適用を行うことができる：
 - a. 第 3 条(1)項 a の規定に違反する国政機関以外の雇用者と第 4 条(1)項 a に規定の雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人は、特定の公共サービスを受ける際に社会保障加入 ID をそろえなければならない
 - b. 第 3 条(1)項 b の規定に違反する国政機関以外の雇用者と第 4 条(1)項 b の規定に違反する雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対して、BPJS からの行政罰の適用要請状が発行された後に、この行政罰を行う

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したものです。定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第9条

- (1) **国政機関以外の雇用者**に対し適用される特定の公共サービス申請不裁可に含まれるのは：
 - a. **事業関連許認可**
 - b. **プロジェクト入札参加に必要な許可**
 - c. **外国人労働者雇用許可**
 - d. **人材派遣会社許可**、及び
 - e. **建設許可** (IMB)
- (2) 加入要件を満たす雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対して適用される特定の公共サービス申請不裁可に含まれるのは：
 - a. 建設許可
 - b. 運転免許証
 - c. 土地登記証
 - d. 旅券、或いは
 - e. 車両番号証明書 (STNK)
- (3) 特定の公共サービス申請不裁可の適用は、政府、州政府、或いは県/市政府の機関の公共サービスユニットがこれを行う。

第2部

国政機関以外の雇用者に対する罰の適用手順

第10条

- (1) 第3条の規定に違反する国政機関以外の雇用者には、**最長10日間の1回目の書面による勧告**がBPJSによって適用される。
- (2) 1回目の書面による勧告罰10日間の終了までに(1)項に規定の国政機関以外の雇用者が義務を履行しない場合、BPJSは**10日間の2回目の書面による勧告**を適用する。
- (3) (1)項に規定の国政機関以外の雇用者が2回目の書面による勧告罰適用後に義務を履行しない場合に罰金を適用する。
- (4) (3)項に規定の**罰金**は、**2回目の書面による勧告終了からの支払うべき保険料に対し毎月0.1%**が科される。
- (5) (4)項に規定の罰金は、翌月の保険料支払いと同時にBPJSに払い込む。
- (6) (4)項と(5)項に規定の**罰金を完納しない場合、国政機関以外の雇用者は特定の公共サービスを受けられない**。
- (7) (6)項に規定の特定の公共サービス申請不裁可は下記の場合に取り消される：
 - a. (5)項に規定の罰金をBPJSに完納し、第3条(1)項aに規定の義務違反を犯した国政機関以外の雇用者が、段階的に加入すべき社会保障プログラムに応じ被保険者として自らと労働者をBPJSに登録した
 - b. 第3条(1)項bに規定の義務違反を犯した国政機関以外の雇用者が不備なく正しく自らと労働者及びその家族のデータを出した
- (8) 罰金完納証明書、加入登録、正しく不備のない加入データの提出は特定の公共サービス申請不裁可の取り消しの根拠となる。

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

第 3 部
雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する罰の適用手順

第 11 条

- (1) 第 4 条(1)項 a に規定の自らと家族を BPJS に被保険者として登録をしないという規定の違反を犯した雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人は、第 8 条(3)項 a に規定の要件に基づき、政府、州政府或いは県/市政府による特定の公共サービス申請不裁可が適用される。
- (2) (1)項に規定の特定の公共サービス申請不裁可は、雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人が被保険者として自らと家族を BPJS に登録した場合に取り消される。社会保障加入カード或いは BPJS からの登録受領証と保険料完納証明書を提示してこれを証明すること。

第 12 条

- (1) 第 4 条(1)項 b に規定の不備なく正しく自らと家族のデータを出さないという規定の違反を犯した雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人には、最長 10 営業日の 1 回目の書面による勧告が BPJS によって適用される。
- (2) 1 回目の書面による勧告罰の 10 営業日が終了するまでに雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人が義務を履行しない場合、BPJS は 10 日間の 2 回目の書面による勧告罰を適用する。
- (3) 特定の公共サービス申請の不裁可は、2 回目の書面による勧告終了後、(1)項に規定の雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人が義務を履行しない場合に適用される。
- (4) (3)項に規定の特定の公共サービス申請不裁可は、(1)項に規定の雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人が不備なく正しく BPJS に自らと家族のデータを出した後に取り消される。
- (5) 加入登録と正しく不備のない加入データの提出は、政府、州政府或いは県/市政府での特定の公共サービス申請不裁可の取り消しの根拠となる。

第 4 部
監督と検査

第 13 条

- (1) 国政機関以外の雇用者と社会保障プログラムへの加入要件を満たした雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人への**行政罰の適用**は、社会保障プログラム実施における**コンプライアンスの監督と検査に基づきこれを行う**。
- (2) (1)項に規定の監督と検査は社会保障被保険者すべてに対してもこれが行われる。
- (3) (1)項に規定の監督と検査は BPJS が下記の通り実施する：
 - a. 国政機関以外の雇用者の下記についての加入コンプライアンス：
 - 1) 加入する社会保障プログラムに応じ、段階的に自らと労働者を BPJS に登録、及び
 - 2) 自らと労働者及び家族のデータを BPJS に不備なく正しく提出
 - b. 雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人のコンプライアンス：
 - 1) 自らと家族を BPJS に登録、及び
 - 2) 自らと家族のデータを BPJS に不備なく正しく提出

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。

- (4) (1)項に規定の**監督と検査は国民と労働者からの訴えに基づき BPJS が行う。**
- (5) BPJS は、国政機関以外の雇用者の保険料支払い義務或いはその他の義務の履行コンプライアンスにかかる監督と検査を行う際、法規に基づき、労働管轄機関に対し国政機関以外の雇用者のコンプライアンス違反について報告する義務を負う。
- (6) (5)項に規定の労働管轄機関は、法規に基づき国政機関以外の雇用者の検査を行う。
- (7) (6)項に規定の報告に基づくものの他に、**労働管轄機関は法規に基づき雇用者に対する検査を行うことができる。**

第 14 条

- (1) 社会保障プログラム実施にかかるコンプライアンスの監督と検査を行うにあたり、BPJS は検査官を任命する。
- (2) (1)項に規定の監督と検査手順と作業メカニズムの詳細は BPJS 規程で定める。

第 15 条

国政機関以外の雇用者と雇用者・労働者・保険料支援受益者以外の各人に対する特定の公共サービス申請不裁可の適用にかかる政府、州政府及び県/市政府のコンプライアンスの監督は法規に基づきこれを行う。

第 3 章 結びの規定

第 16 条

本政令は**法制化の日から有効**となる。

全ての人に知らしめるため、本政令をインドネシア共和国官報に記載する。

2013 年 12 月 24 日、ジャカルタにて制定
インドネシア共和国大統領は
スシロ・バンバン・ユドヨノ

2013 年 12 月 24 日、ジャカルタにて法制化
法務人権大臣
アミル・シャムスディン

インドネシア共和国官報 2013 年 238 号

本資料は、インドネシア語の原文を参考までに和訳したのですが、定訳ではなくあくまでも仮訳ですので、内容の正確性・完全性については保証いたしかねます。正確な理解のため、原文も必ず参照されることをおすすめいたします。また、ジャカルタ・ジャパン・クラブは本資料に起因して生ずるいかなる業務上の責をも負うものではありません。